

【 健康保険任意継続被保険者資格取得申請についての注意 】

太枠で囲んでいるところをすべてご記入ください。

振込口座について

当組合からの還付金や給付金の振込に使用します。

保険料の引き落としはできませんのでご注意ください。

被扶養者申請の注意事項

- * 任意継続中は原則、新たに家族を扶養に入れることはできません。
在職時に加入していた被扶養者を引き続き扶養とする場合は、申請書の「被扶養者欄」に必要事項をご記入ください。
 - * 申請被扶養者に収入がある場合は、年収が基準内であるかをご確認ください。
 - ・ 申請被扶養者が 60 歳未満の場合→年収 **130 万円未満**
 - ・ 申請被扶養者が 60 歳以上または障害厚生年金受給者の場合→年収 **180 万円未満**
- ※場合によっては、確認の為添付書類をいただくこともありますのでご了承ください。**

任意継続被保険者の申請期間は「**法第 37 条**」の規定により資格喪失日から **20 日以内**です。
申請期限経過後の届出は受付できません。

手続きの流れ

1. 任意継続資格取得申請書を、被保険者資格喪失日以後 20 日以内に当組合へご提出ください。
(**20 日以内に当組合必着**です。)
2. 当組合から納付期限と納付金額を記載したご案内と保険証をご自宅に送付します。
3. 初回保険料を納付期限まで必ず納付してください。
(2 回目以降は毎月 1 日から 10 日の間に納付。)

- ※ **保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、資格喪失します。**
- ※ 初回保険料を納付期限までに納付しなかった場合は、資格取得自体が取消となります。
- ※ 在職中に健康保険特定疾病療養受領証・健康保険限度額適用認定証等をお持ちの方は、再度ご申請いただく必要がありますので必ずご連絡ください。
- ※ 再就職等で、新しい保険に加入された場合は任意継続被保険者証を当組合へご返却ください。

提出先

〒541-0053
大阪府中央区本町 3-3-8 山口興産ビル 5 階
iDA 健康保険組合
TEL : 06-6251-7639
MAIL : info@ida-kenpo.jp